



こんにちは！  
原 やすひさ です



久しぶりに紀ノ川の流域を走った。農民連（和歌山農民農業団体連合会）の総会であ

さつ。この辺りの農村地はまだ農耕地として生きていると、何はともあれその風景に心が安んじた。南紀州の放棄された耕地とは少し違う。明治の地租改革、正対や自由民権運動、昭和の権争議と戦後

小作争議と戦後

の農民運動を受けついでいる農民連。紀伊半島の基幹産業は農林水産業だ、その再生なくして和歌山県の活性化はない。農業者のみならずの集まりに出て、こちらも胸に湧くものを感じた。（参議院和歌山選挙区予定候補）

## 学習会等のお知らせ

### ソウルゴスペルシンガー 新井深絵さんコンサート

和高教第2支部「教育と文化のつどい」

2月16日(土)

午後2時

和歌山県立図書館2階ホール

参加協力券 500円

問い合わせ 和高教(073-432-6355)

「教育と文化のつどい」は学校に導入された主任制度が教職員の分断につながりかねないことを知らせるため1984年から開催されています。

### 「生活保護基準 引き下げ反対」学習会

講師 由良登信弁護士

(生きるための「なんでも相談村」  
実行委員長)

2月13日(水) 18:30 ~

ビッグ愛201号室

主催 和歌山県社会保障推進協議会

## 第三章 国民の権利及び義務

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。